

2010年12月1日

総務大臣

片山善博 殿

公務員労働組合連絡会
議長 棚村博美

2011年度賃金・労働条件に関わる基本 요구事項の申入れ

日本経済は、緩やかな回復基調にあるものの、雇用は依然として厳しい状況が続き、賃金の下落・低迷により、国内需要は大幅に縮小したままです。格差の拡大と貧困の蔓延もいまだ解消されていません。

こうした状況のもと、国民の雇用と生活を支えるセーフティネットなど公共サービスへの要請がますます高まっており、これに応えるため、公務員労働者は、日夜自らの職務遂行に邁進しているところです。しかし、業務が増え続けているにもかかわらず、予算も人員も大きく削減され、超過勤務の増加など公務労働者の労働条件も悪化し、業務遂行にも支障を来しかねない状態にあります。また、事務・事業の仕分け作業や地方出先機関改革で公務員労働者は将来不安を募らせています。

行政や公務員労働者が、国民の期待に応え、質の高い公共サービスを確実に提供していくためには、公務労働者の雇用の安定と賃金・労働条件の確保が必要です。貴職におかれましては、公務員労働者の使用者としてその実現が求められるところです。

とりわけ、本年の人事院勧告取扱い方針の閣議決定で「自律的労使関係制度を措置する」ことが明記されたことから、その実現はもとより、賃金・労働条件決定について、労働基本権制約の下においても人事院勧告制度を尊重しつつ、労使が十分話し合い、合意することが重要です。

さて、2011年度の基本 요구事項においては、非常勤職員を含めた公務員労働者の雇用・労働条件の確保や実質生活を維持・改善すること及び段階的定年延長の実現を最重点課題としています。

貴職におかれては、こうした点を十分認識し、本年の基本 요구事項の実現に向けて

最大限努力されることを強く申し入れます。

記

一、給与をはじめとする雇用・労働条件確保に関わる事項

- (1) 公共サービス基本法に基づいて良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるよう、公務員等公共サービス従事者の社会的に公正な賃金・労働条件と人件費予算を確保すること。国家公務員の人件費削減については、雇用・労働条件に直接的に関わることから、自律的労使関係制度を法的に措置した上で、削減の必要性を含め、合意を前提とする十分な交渉・協議を行うこと。
- (2) 独立行政法人・政府関係公益法人や国の出先機関の見直しに当たっては、事務・事業のあり方を十分検証するとともに、見直しに伴って雇用問題が生じる場合には、政府として統一的な体制を確立するなど、国が雇用の承継に責任を持つこと。
- (3) ゆとり・豊かな生活が確保でき、その職務の責任や仕事の内容に相応しい社会的に公正な給与水準を確保すること。当面、2011年度においては、民間の実勢を踏まえ、人事院勧告尊重の基本姿勢堅持のもと、公務員連絡会との交渉・協議に基づき公務員労働者の賃金水準を維持・改善すること。また、使用者の責任において、実態に見合った超過勤務手当の支給、独立行政法人等を含めた公務員給与の改定に必要な財源の確保に努めること。
- (4) 公務員給与のあり方に対する社会的合意を得るよう、使用者責任を果たすこと。

二、労働時間、休暇及び休業に関わる事項

(1) 労働時間短縮、休暇制度改善、総合的休業制度の確立等について

ワーク・ライフ・バランスを確保するため、①年間総労働時間1,800時間体制②ライフステージに応じ、社会的要請に応える休暇制度の拡充③総合的な休業制度、などを実現すること。

このため、2011年度においては、政府全体として、超過勤務の縮減に向けた体制を確立し、実効ある超過勤務縮減策を実施することとし、その具体化に向けて公務員連絡会と協議すること。

(2) 本格的短時間勤務制度の早期実現について

公務に雇用創出型・多様就業型のワークシェアリングを実現することとし、本格的な短時間勤務制度の具体的な検討に着手すること。

三、福利厚生施策等に関わる事項

- (1) 公務員の福利厚生を勤務条件の重要事項と位置付け、職員のニーズ及び民間の福利厚生の正確な実態把握を行い、ワーク・ライフ・バランスの確保を重要な柱として新たに位置づけることを含めて、その抜本的な改善・充実を図ること。「国家公務員福利厚生基本計画」（以下「基本計画」という。）の見直しに当たっては、公務員連絡会が提出した意見を踏まえ、十分交渉・協議を行い、合意に基づいて進めること。
- (2) 基本計画の着実な実施を図るため、政府全体としての実施体制を確立し、使用者としての責任を明確にして積極的に対応すること。とくに、メンタルヘルスに問題を抱える職員が増加していることから、その原因追及と管理職員の意識改革に努めることとし、心の健康づくり対策や「試し出勤」など復職支援施策の着実な推進を図ること。
- (3) 2011年度の予算編成に当たっては、健康診断の充実など、職員の福利厚生施策の改善に必要な予算を確保すること。なお、予算の取扱いについては、公務員連絡会と十分交渉・協議を行い、合意に基づいて進めること。

四、段階的な定年延長の実現に関わる事項

- (1) 65歳までの段階的定年延長を中心とする新たな高齢雇用施策を確立することとし、人事院の意見の申出がなされた場合には、それを尊重し直ちに法改正に着手し、関係法案を次期通常国会に提出すること。
- (2) 定年延長に伴って、給与体系・水準や退職手当のあり方等を検討する場合には、公務員連絡会と十分交渉・協議を行い、合意に基づいて進めること。

五、非常勤職員制度の改善に関わる事項

- (1) 非常勤職員制度の抜本的改善をめざし、公務員連絡会が参加する検討の場を設置し、政府全体として解決に向けた取組みを推進すること。当面、非常勤職員制度について、法律上明確に位置づけることとし、勤務条件等について常勤職員との均等処遇の原則に基づいて関係法令、規則を適用すること。
- (2) 期間業務職員制度について、当該職員の雇用の安定と処遇の改善となるよう、適切な運用に努めること。

六、男女平等の公務職場実現に関わる事項

- (1) 公務における男女平等参画の促進を人事行政の重要事項と位置づけ、女性公務員の採用、登用の拡大を図り、女性の労働権確立や環境整備などを積極的に推進すること。

- (2) 取得率の数値目標等を明確にした男性の育児休業、短時間勤務等の取得を促進すること。
- (3) 使用者の立場から、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の着実な実行を図るよう指導すること。

七、公務員制度改革に関わる事項

国家公務員制度改革基本法に基づく公務員制度の検討に当たっては、ILO勧告に基づき、公務員の労働基本権、団体交渉に基づく賃金・労働条件決定制度を確立することとし、次期通常国会で関係法律を改正すること。また、その検討作業に当たっては、公務員連絡会と十分交渉・協議を行い、合意に基づいて抜本的な改革を実現すること。

八、人事評価制度に関わる事項

人事評価制度について、円滑に運営されるよう、引き続き制度の周知や評価者訓練の徹底に努めるとともに、実施状況を検証し、必要に応じて指導、改善措置等を講じることとし、公務員連絡会と十分交渉・協議すること。

九、その他の事項

- (1) 障がい者雇用促進法に基づき、障がいの種別をこえた雇用促進を図ること。とくに、知的障がい者及び精神障がい者の雇用促進に関する具体的方策を明らかにすること。
- (2) 公務における外国人の採用を拡大すること。
- (3) 国が民間事業者等に業務委託や入札等により事務事業の実施を委ねる場合には、公正労働基準の遵守を必要条件とすること。